二(一)　保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町大沼字大沼平（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町大沼字大沼平（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　保安林の所在場所　北海道松前郡松前町字上川五八二の一地先・五八五の一地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町南字千石口九一・九二・字千石九三の三・九三の四六・九三の四七・九三の四九・九三の五四・九三の六九・九三の七四（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、九三の九、九三の四四、九三の四五、九三の四八、九三の五一から九三の五三まで、九三の六五、九三の一〇四から九三の一〇六まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字千石口九一・九二・字千石九三の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町津久田字今上乙三七六〇、三七六二、三七五四の一、安中市松井田町新井字塩沢一六一九の乙、字陣場一七一九の一、一七一九の二、多野郡上野村大字楢原字日影平一一九九の一、一一九九の二、一二〇四、一二〇五、二九三八の二、二九三八の三、二九三九の一、二九四一の一から二九四一の三まで、二九四三の一、乙二九四三、丙二九四三、二九四四、二九四五の一から二九四五の四まで、利根郡みなかみ町月夜野字八木野八六八の一、八七八、八八三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字今上乙三七六〇、三七六二、三七五四の一、字塩沢一六一九の乙、字陣場一七一九の一、一七一九の二、字日影平一一九九の一、一一九九の二、一二〇四、一二〇五、二九三八の二、二九三八の三、二九三九の一、二九四一の一から二九四一の三まで、二九四三の一、乙二九四三、丙二九四三、二九四四、二九四五の一から二九四五の四まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県鳥羽市船津町字寺谷六一〇、六二九の二、六二九の一〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡御浜町大字片川字古片河七一四の一、七一四の三、七一九、七二〇の一、七二二
二　指定の目的　土砂の流出の防備